

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第58号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「5級」を「6級」に、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同項第2号中「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同条第3項中「（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）」を削り、「別表第2」を「別表第1」に改める。

第3条第2項第1号中「（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあつては、100分の67.5）」を削り、同条第3項第1号中「（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）」を削り、「100分の135」を「100分の150」に、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に、「100分の175」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の65」を「100分の70」に、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に、「100分の85」を「100分の90」に改め、同条第5項中「（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「任期付職員等」という。）を除く。）」を削り、同項第1号中「（任期付職員等を除く。）」を削り、「100分の67.5」を「100分の75」に、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に、「100分の87.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。